

事務連絡
令和7年3月18日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
(上記、各地方整備局等経由)
市町村下水道担当部長 殿
(上記、各都道府県経由)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道事業課 事業マネジメント推進室長

下水道管路の全国特別重点調査について（依頼）

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、国土交通省では、2月21日に「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置しました。

今般、同委員会において、今回と同種・同類の事故を未然に防ぎ、国民の安全・安心が得られるよう、下水道管路の全国特別重点調査を実施すべきとの提言がとりまとめられました。

国土交通省では、この提言（別添）を踏まえ、下水道管路の全国特別重点調査の実施を要請することといたしました。対象となる下水道管理者におかれましては、各道路管理者とも連携の上、全国特別重点調査を実施いただきますようお願いいたします。

なお、調査にあたっては、安全確保に最大限留意いただくとともに、調査により施設に異状があることを把握された場合には、速やかに応急措置としての修繕や改築を行うなど適切な対策を実施いただきますようお願いします。

また、全国特別重点調査の対象外となる施設においても、引き続き、下水道法の維持修繕基準に基づき、適切な施設管理を徹底するとともに、本提言を参考に、下水道の破損に起因する道路陥没の未然防止に努めていただくようお願いします。

令和7年3月18日
水管理・国土保全局下水道事業課
(上下水道審議官グループ)

**有識者委員会の提言を踏まえ
「下水道管路の全国特別重点調査」の実施を要請します
～下水道管路に起因する道路陥没事故の未然防止に向けて～**

令和7年2月21日に設置した「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会（委員長：家田仁 政策研究大学院大学特別教授）」において、下水道管路の全国特別重点調査の実施について提言がとりまとめられました。本提言を踏まえ、地方公共団体に対して「下水道管路の全国特別重点調査」の実施を要請します。

1 全国特別重点調査の趣旨

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、国土交通省では、2月21日に「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置しました。

今般、同委員会において、今回と同種・同類の事故を未然に防ぎ、国民の安全・安心が得られるよう、下水道管路の全国特別重点調査を実施すべきとの提言がとりまとめられました。

この提言を踏まえ、国土交通省として、地方公共団体に対して下水道管路の全国特別重点調査の実施を要請します。

2 提言の内容

別添資料参照

3 調査対象

管径2m以上かつ平成6年度以前に設置された下水道管路

なお、調査対象のうち、以下の①～④のいずれかに該当する箇所の調査を優先的に実施

- ① 埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所
- ② 管路の腐食しやすい箇所
- ③ 陥没履歴があり交通への影響が大きい箇所
- ④ その他（沈砂池の堆積土砂が顕著に増加した処理場・ポンプ場につながる管路）

<問い合わせ先>

水管理・国土保全局 下水道事業課 事業マネジメント推進室
(上下水道審議官グループ)

課長補佐 土師、資産管理係長 岩井

TEL：03-5253-8111（内線34232、34225） 03-5253-8431（直通）



埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没を踏まえた 下水管路の全国特別重点調査の実施について(提言)

令和7年3月17日
下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた
対策検討委員会

1. 全国特別重点調査の実施について

- 令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水管路の破損に起因すると考えられる道路陥没は、トラックドライバーの方が今も行方不明となっており、一時は約120万の方々が下水道の使用自粛を求められるなど、極めて重大な事態と認識すべきものである。
- 国土交通省は、事故発生直後に、事故の陥没箇所と同様の大規模な下水管路の緊急点検を地方公共団体に要請した。ただし、1週間という期間での緊急的な点検のため、その対象箇所や点検方法は限定的であり、十分とは言えない。
- また、3月7日に秋田県男鹿市で管路補修工事中に作業員が亡くなられる事故が発生した。
- 八潮市の道路陥没事故原因の究明は現時点ではなされていない中ではあるが、できる限り、今回と同種・同類の事故を未然に防ぎ、国民の安心・安全が得られるよう、今回の事故の事象や下水道、地盤、トンネル等に係る科学的・経験的な知見に基づき、対象を重点化した上で、安全確保に最大限留意しつつ、現状で適用可能な技術を総動員して全国特別重点調査を実施し、調査結果に応じた必要な措置を講ずべきである。

2. 調査対象(別紙1)

- 全国特別重点調査の対象は、大規模陥没につながる要素と事故時の影響度の観点から「大口径」で「古い基準の構造」の管路を基本としつつ、調査の実効性を高めるため、これらのうち以下のいずれかに該当する箇所の調査を優先的に実施すべきである。

- ① 埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所
- ② 管路の腐食しやすい箇所
- ③ 陥没履歴があり交通への影響が大きい箇所
- ④ その他

3. 調査方法(別紙2)

- 全国特別重点調査には、従来行われてきた潜行目視やテレビカメラによる目視調査に加えて、打音調査等による定量的な劣化調査や管路内からの地盤空洞調査といった新たな技術的方法を積極的に導入すべきである。また、管路内の水位が高い等により調査が困難な場合には下水道の使用自粛などについて住民の理解と協力を積極的に要請すべきである。

4. 調査スケジュール

- 上記2に示す優先的に実施すべき箇所は夏頃まで、それ以外の箇所は1年以内を目途とした調査完了を目標とすべきである。

5. その他

- 下水道以外の地下管路についても口径や経過年数、道路陥没の発生状況等を踏まえて、必要に応じて各管理者において点検の実施を検討すべきである。

別紙1

調査対象

1. 調査対象

全国特別重点調査の対象は、内径2m以上かつ、1994年度以前^{*1}に設置・改築された管路とする。その調査方法は別紙2の1(1)による。

*1 1994年度より後に設置された管路は、陥没の発生件数が極めて少ない。また、「下水道施設計画・設計指針と解説-1994年版-（日本下水道協会）」で、軟弱地盤等において、可とう性継手や、シールド工事における可とう性セグメントの使用が盛り込まれている。

2. 優先的に実施すべき箇所

上記1のうち、下記①～④に該当する箇所を優先的に実施する。その調査方法は、①～④のいずれかに該当する箇所については、別紙2の1(1)及び(2)-1による。また、①～④の複数に該当する箇所については、別紙2の1(1)及び(2)-2による。

① 埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所

構造上の施工困難箇所（立坑の接続部付近の曲線部^{*2}など）で地下水位が高い砂質系または緩いシルト質系の地盤^{*3}

*2 目安として R=120m 以下

*3 都道府県等が作成している「液状化マップ」や現場周辺のボーリング調査結果を活用し対象箇所を抽出

② 管路の腐食しやすい箇所

- ・下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は高低差が著しい箇所
- ・伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれが大きい箇所
- ・過去の調査で腐食（ランクC以上）が確認され、防食などの対策が未実施の箇所

③ 陥没履歴があり交通への影響が大きい箇所

緊急輸送道路で、下水道に起因して舗装に一定規模以上^{*4}の穴が空いた道路陥没があった箇所

*4 目安として短辺の幅50cm以上かつ深さ20cm以上

④ その他

沈砂池の堆積土砂が顕著に増加^{*5}した処理場やポンプ場につながる管路

*5 直近1年間のデータを過年度のデータと比較するなどにより判断

調査方法と判定基準(別図参照)

別紙2

1. 調査方法

(1)別紙1の1に該当する箇所の調査方法

(1)－1：潜行目視やテレビカメラ（ドローン、浮流式等を含む）により管路内（マンホール含む）の調査^{※1}を全線にわたり実施し、原則として、専門家^{※2}によるチェックを経ることとする。

なお、調査を効率的に実施するため、直近3年以内の調査結果を有効活用できることとするが、その場合であっても、専門家による再チェックを経るなど判定の質が十分に確保されるよう留意することとする。

^{※1}シールド工事で施工した管路は、内面の二次覆工の劣化はもとより、構造体であるセグメントの劣化について特に留意して調査する。

^{※2}コンクリート診断士、技術士（建設部門、上下水道部門）、下水管路管理総合技士、下水管路管理主任技士

(1)－2：上記(1)－1の調査で、2.に示す判定基準によりIまたはIIと判定された場合は、空洞調査を実施する。

- ・埋設深が2m以浅の場合：路面からの空洞調査を実施する。
- ・埋設深が2mより深い場合：地上からの簡易な貫入試験（サウンディング試験）もしくは管路内からの空洞調査を実施する。

(2)別紙1の2に該当する優先的に実施すべき箇所の調査方法

上記(1)に加えて下記による。

(2)－1：別紙1の2①～④のいずれかに該当する箇所

ア：上記(1)－1の調査で、2.に示す判定基準によりIまたはIIと判定されなかった場合には、管路の健全度や安全度を定量的に評価するための打音調査（管に軽い衝撃を与えて発生する振動を計測する調査）等を実施する。

イ：上記アの調査で2.に示す判定基準によりIまたはIIと判定された場合は、上記(1)－2の空洞調査を実施する。

(2)－2：別紙1の2①～④の複数に該当する箇所

別紙1の2①～④の複数に該当する箇所については、上記(2)－1に加え、以下のような調査を補完的に行うことが望ましい。

- ・既往の空洞調査結果の活用
- ・処理場やポンプ場における下水の流量や水質、管路内の硫化水素濃度などの既存記録の確認・分析

上記(1)(2)の調査にあたっては、換気や流出防止措置などの安全対策を十分に実施すること。また、管路内の水位が高い等により調査が困難な場合には、深夜など流量の少ない時間帯に上流のポンプ場を停止し管内貯留をしつつ、住民にも深夜の下水道の使用自粛を要請するなど、最大限の水位低下を図り、調査を実施する。

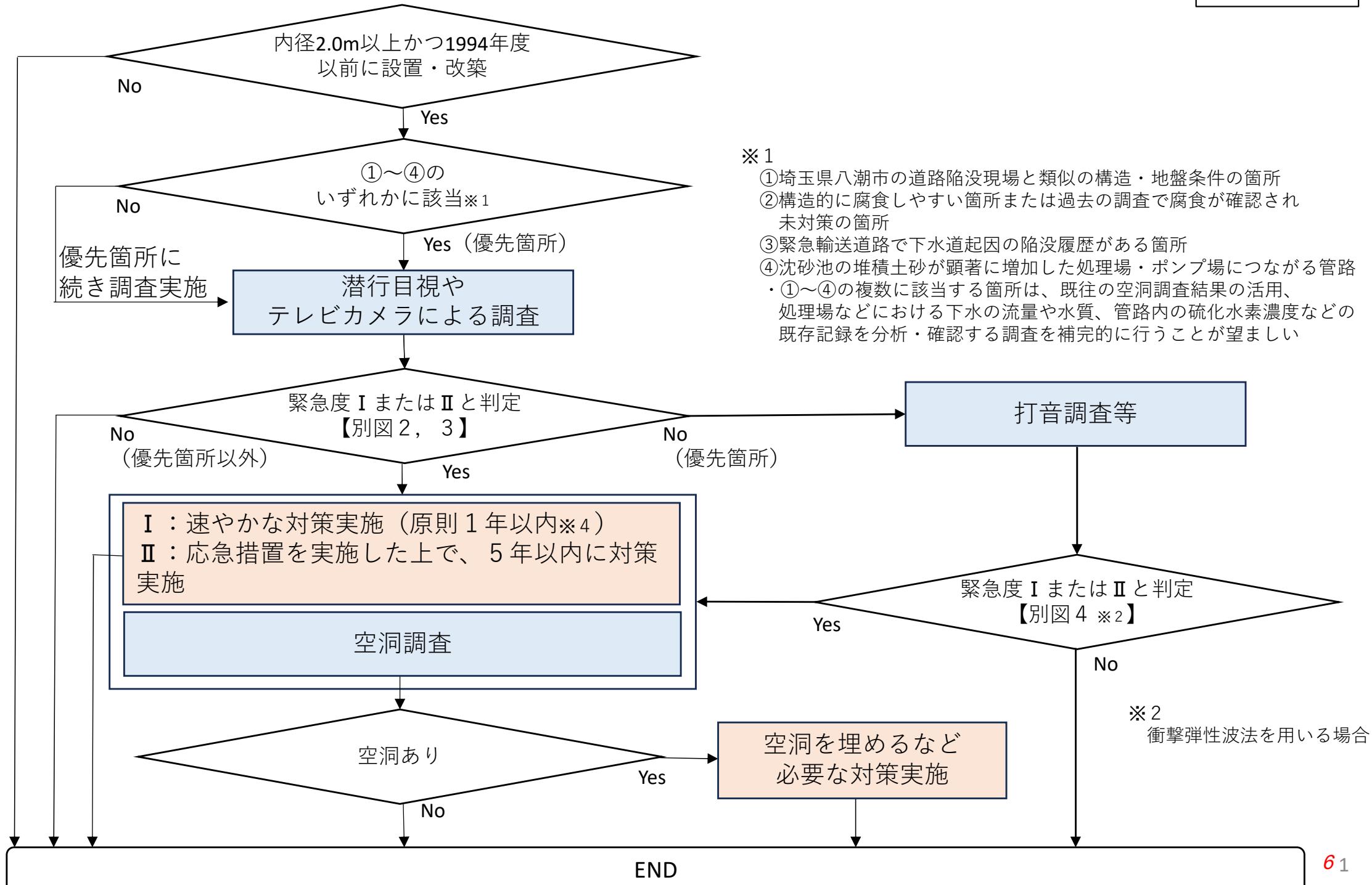
2. 判定基準

今回の全国特別重点調査においては、以下の判定基準とする。

- ・ **上記の調査方法(1)－1の判定基準**：「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成25年9月 国土交通省）」における腐食、たるみ、破損のいずれかにランクAが有れば「I：速やかに対策を実施する^{※3}」、Bが有れば「II：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施する」と判定する。
- ・ **上記の調査方法(2)－1 アの判定基準**：「スクリーニング調査を核とした管渠マネジメントシステム技術導入ガイドライン（案）（平成27年12月 国土技術政策総合研究所）」における緊急度Iの場合は「I：速やかに対策を実施する^{※3}」、緊急度IIの場合は「II：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施する」と判定する。

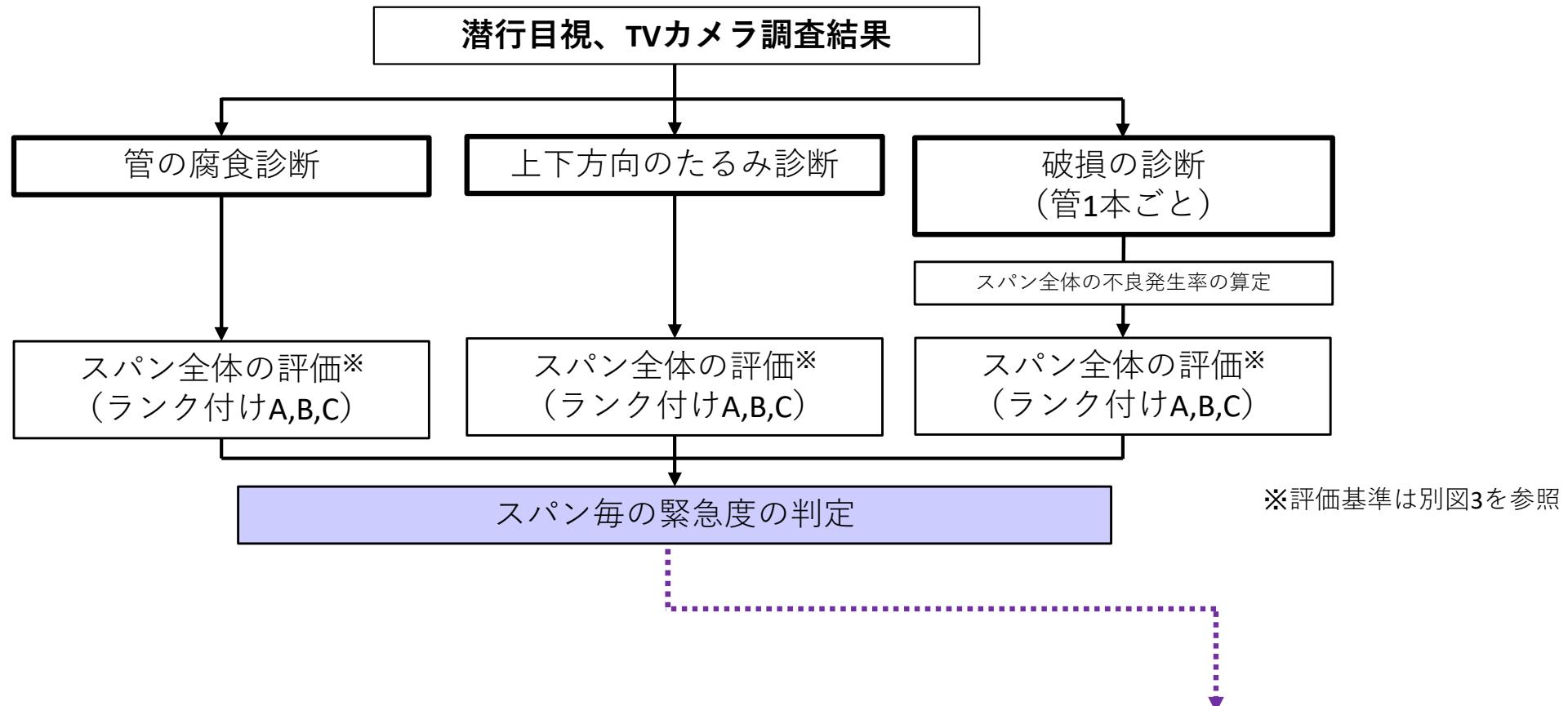
^{※3}原則1年以内（やむを得ない場合は応急措置を実施した上で、速やかに対策を実施）

全国特別重点調査の実施フロー



潜行目視・テレビカメラ調査における緊急度の判定基準

別圖2



区分	対応内容	現行の基準	全国特別重点調査の基準
I	速やかな対策を実施	ランクAが2項目以上	ランクAが1項目以上
II	応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施	ランクAが1項目もしくはランクBが2項目以上	ランクBが1項目以上

出典：ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成25年9月 国土交通省）を基に全国特別重点調査用に作成

腐食、たるみ、破損の評価基準

スパン全体で評価	項目	ランク	A	B	C
	管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
上下方向のたるみ	管きょ内径 1650mm以上 3000mm以下		内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満

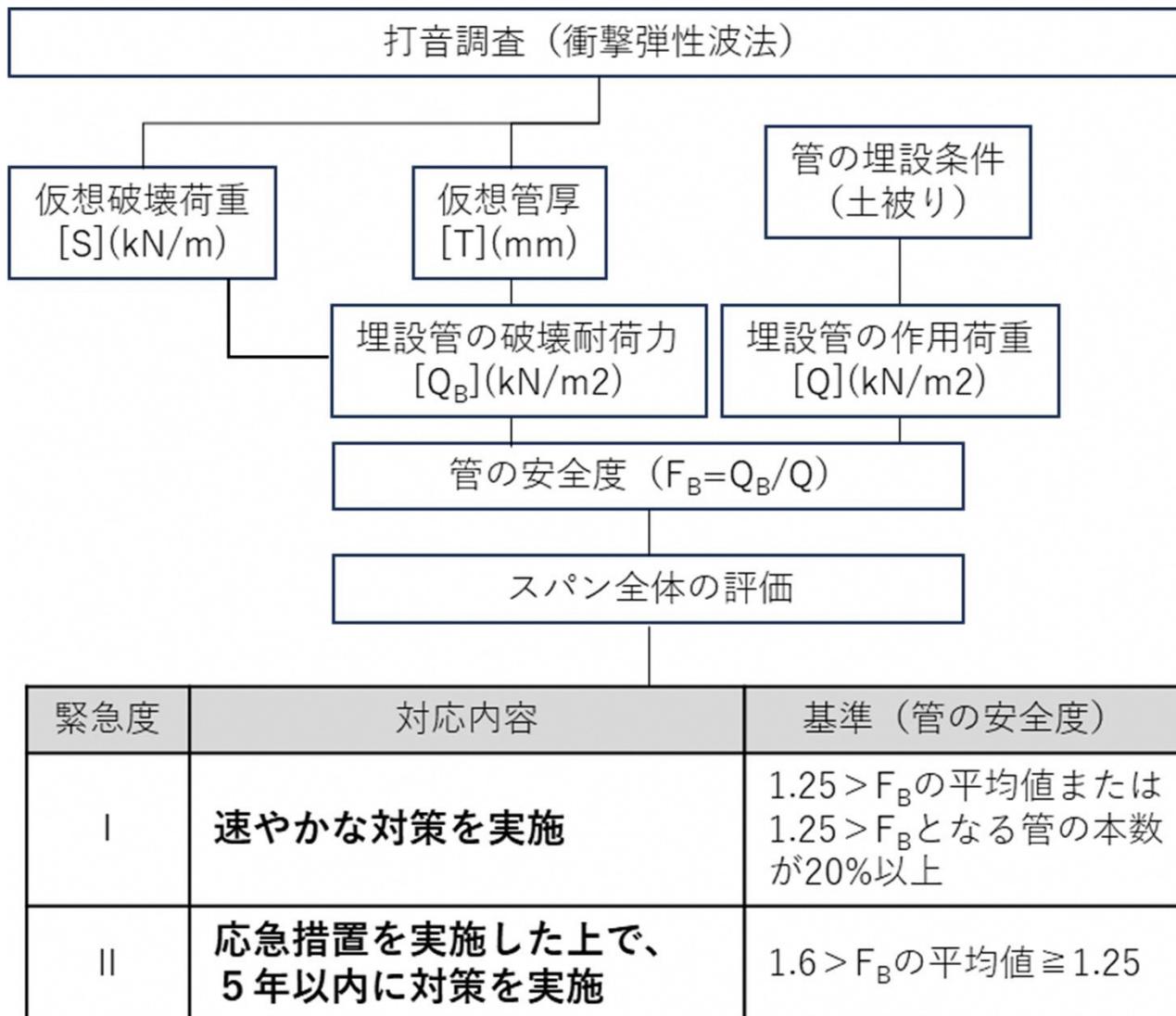
管一本ごとに評価	項目	ランク	a	b	c
	管の欠落及び 軸方向クラック	鉄筋	欠落	軸方向のクラックで 幅5mm以上	軸方向のクラックで 幅2mm未満
	管の円周方向 クラック		円周方向のクラックで 幅5mm以上		
	管の継手ズレ	コンクリート管等	脱却	70mm以上	70mm未満
	浸入水		噴き出している	流れている	にじんでいる
	取付管の突出し		本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
	樹木根侵入		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—

ランク (スパン全体での評価)	評価の基準 (不良発生率)
A	「aランク20%以上」もしくは「aランク+bランク40%以上」
B	「aランク20%未満」もしくは「aランク+bランク40%未満」 もしくは「aランク+bランク+cランク60%以上」
C	「aランク、bランクがなく、cランク60%未満」

出典：ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成25年9月 国土交通省）を基に全国特別重点調査用に作成

打音調査(衝撃弾性波法)における緊急度の判定基準

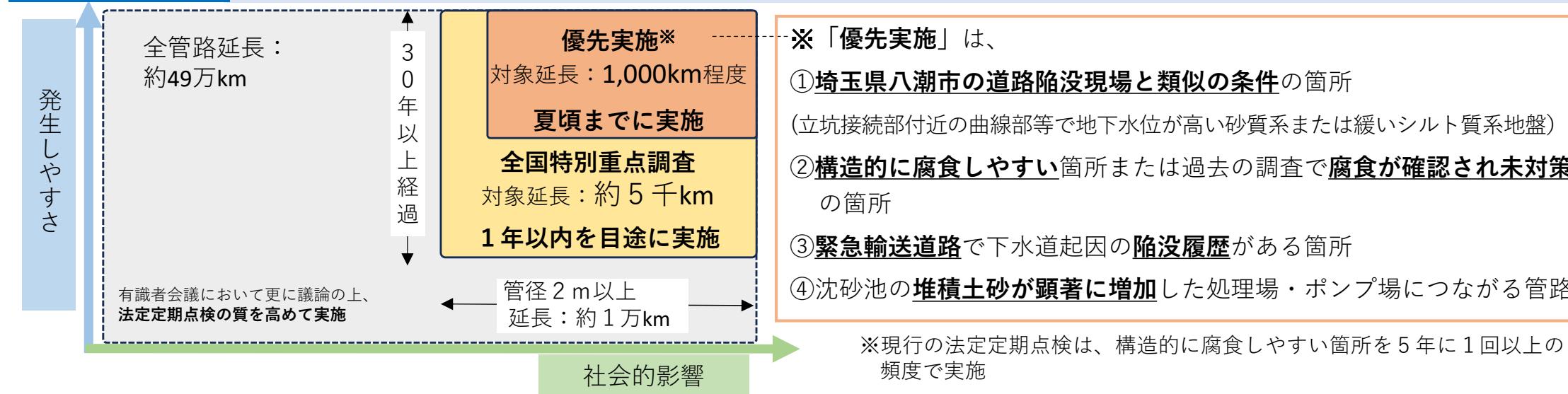
別図4



出典：スクリーニング調査を核とした管渠マネジメントシステム技術導入ガイドライン（案）（平成27年12月 国土交通省 国土技術政策総合研究所）を基に全国特別重点調査用に作成

下水管路の全国特別重点調査の概要

1. 調査対象：調査に際し、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて実施



2. 調査方法の高度化：調査対象の全路線の管路内をデジタル技術も活用して調査を実施

○管路内調査：潜行目視またはドローン・テレビカメラ等による調査

※優先実施箇所では、緊急度がI, IIに至らなくても打音調査等により詳細調査を実施

○空洞調査：緊急度がI, IIと判定された箇所は、路面下空洞調査または簡易な貫入試験・管路内から空洞調査

3. 判定基準の強化：全国特別重点調査による緊急度の判定基準を現行より強化して、広く対策を実施

⇒腐食、たるみ、破損をそれぞれ診断し、劣化の進行順にAからCにランク付けした上で特別な判定基準で対策を確実に実施

緊急度	現行の判定基準	全国特別重点調査の判定基準	緊急度に応じた対策内容
I	ランクAが2項目以上	ランクAが1項目以上	速やかな対策を実施※
II	ランクAが1項目もしくはランクBが2項目以上	ランクBが1項目以上	応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施

※原則1年以内
10